

# 学校法人聖隷学園寄附行為

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人聖隷学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を静岡県浜松市北区三方原町 3453 番地に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、キリスト教精神に基き教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 聖隷クリストファー大学  
大学院看護学研究科  
大学院社会福祉学研究科  
大学院リハビリテーション科学研究科  
看護学部看護学科  
社会福祉学部社会福祉学科  
介護福祉学科  
こども教育福祉学科  
リハビリテーション学部理学療法学科  
作業療法学科  
言語聴覚学科
- (2) 聖隷クリストファー高等学校 全日制課程 普通科  
英数科
- (3) 聖隷クリストファー中学校
- (4) 聖隷クリストファー大学附属クリストファーこども園
- (5) 聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校 教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科

## 第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 5 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 13 人
  - (2) 監事 2 人
2. 理事のうち、1 人を理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3. 理事(理事長を除く。)のうち1人を専務理事とすることができる。専務理事を選任する場合、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。専務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条

理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 聖隷クリストファー大学の学長
  - (2) 聖隷クリストファー中学校・高等学校の校長
  - (3) 聖隷学園宗教主任
  - (4) 評議員のうちから評議員会において選任した者5人
  - (5) この法人の趣旨に賛同する学識経験者のうちから前4号に規定する理事の過半数をもって選任された者5人
2. 前項第1号、第2号、第3号、第4号の理事は、学長、校長、宗教主任又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条

監事は、この法人の理事又は職員(学長、校長、宗教主任、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 監事は次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、又は文部科学大臣に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
  - (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員任期)

第8条

役員(6条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第9条

理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(役員解任)

第10条

役員が次の各号のいずれか一に該当するに至ったときは、理事会において、理事総数の過半数の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
2. 役員は次の事由によって退任する。
    - (1) 任期の満了

- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第11条

この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2. 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。
- 3. 理事会は、理事長が招集する。
- 4. 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない。ただし第12項の規定による除斥のため、3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 10. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決する。
- 12. 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定)

第12条

この法人の業務は、理事会で決定する。

(理事長の職務)

第13条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(専務理事の職務)

第14条

専務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第15条

理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条

理事長に事故があるとき、又理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その代理又は代行者を定める。

(議事録)

第17条

議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

- 2. 議事録には、出席理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

## 第 4 章 評議員会及び評議員

### (評議員会)

- 第 18 条 この法人に、評議員会を置く。
2. 評議員会は、27 人の評議員をもって組織する。
  3. 評議員会は、理事長が招集する。
  4. 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
  5. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
  6. 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
  7. 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任(又は理事長をもって充てる)する。
  8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。
  9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
  10. 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  11. 前項の場合において、議長は、評議員として、議決に加わることができない。

### (議事録)

- 第 19 条 第 17 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「出席理事全員」とあるのは「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員 2 人以上」と読み替えるものとする。

### (諮問事項)

- 第 20 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
  - (2) 事業計画
  - (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄。
  - (4) 寄附行為の変更
  - (5) 合併
  - (6) 目的たる事業の成功の不能による解散。
  - (7) 寄附金品の募集に関する事項。
  - (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

### (評議員会の意見具申等)

- 第 21 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- 第 22 条 評議員は次の各号に掲げるものとする。
- (1) 聖隷クリストファー大学の学長
  - (2) 聖隷クリストファー中学校・高等学校の校長
  - (3) 聖隷クリストファー中学校・高等学校宗教部長
  - (4) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 10 人
  - (5) この法人が設置する学校の卒業生で年令 25 才以上の者のうちから、理事会において選任した者 3 人
  - (6) 理事会において選任された者 3 人
  - (7) この法人が設置する学校の在校生の父母若しくは保護者のうちから理事会において選任された者 2 人
  - (8) 学識経験者のうちから前 7 号に規定する評議員の過半数により選任された者 6 人
2. 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、及び第 7 号に規定する評議員は、学長、校長、宗教部長、この法人の職員又は在校生の父母若しくは保護者の職、或は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第 23 条 評議員(第 22 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に掲げる評議員を除く。以下この条において同じ。)の任期は、2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

- 第 24 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 評議員は、次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
  - (2) 辞任

## 第 5 章 資産及び会計

(資産)

- 第 25 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第 26 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。
2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
  3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
  4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

- (基本財産の処分の制限)
- 第 27 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の過半数の議決を得て、その一部に限り処分することができる。
- (積立金の保管)
- 第 28 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。
- (経費の支弁)
- 第 29 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。
- (予算及び事業計画)
- 第 30 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理事会において出席理事の過半数の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- (予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)
- 第 31 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席理事の過半数の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。
- (決算及び実績の報告、剰余金等の処分)
- 第 32 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
2. 理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
  3. 決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。
- (財産目録等の備付け及び閲覧)
- 第 33 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
2. この法人は、前項の書類及び第 7 条第 2 項第 3 号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- (資産総額の変更登記)
- 第 34 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 ヶ月以内に登記しなければならない。
- (会計年度)
- 第 35 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

## 第 6 章 解散及び合併

- (解散)
- 第 36 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決。

- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の 3 分の 2 以上の議決。
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 文部科学大臣の解散命令
2. 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあたっては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあたっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 37 条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の過半数の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第 38 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第 7 章 寄附行為の変更

- (寄附行為の変更)
- 第 39 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の過半数の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の過半数の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第 8 章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第 40 条 この法人は、第 33 条第 2 項の書類の他次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、聖隷学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 42 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し、必要な事項は、理事会が定める。

- 附則
- 1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和 40 年 12 月 28 日)から施行する。
  - 2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長)	長谷川 保
理事	松本 美実

理事	西村 ミサ
理事	鈴木利三郎
理事	長谷川 力
理事	関口 一雄
理事	中山 耕作
理事	清水 聡一
理事	鈴木 唯男
監事	鈴木 生二
監事	加藤 武司

3. この法人の評議員の選任については、第 21 条の規定にかかわらず同条第 4 号に規定するものが得られるまでの間は、同条第 5 号中「3 人」とあるのは「6 人」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。

- 附則 1. この寄附行為は昭和 55 年 3 月 29 日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は昭和 55 年 7 月 4 日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は昭和 57 年 9 月 17 日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は昭和 59 年 12 月 22 日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は昭和 61 年 1 月 20 日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は昭和 63 年 3 月 23 日から施行する。
- 附則 1. 平成 3 年 12 月 20 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
2. 新たに加わる理事にあつては、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず任期満了の時期を平成 5 年 3 月 31 日とし、又、新たに加わる評議員にあつては第 22 条第 1 項の規定にかかわらず任期満了の時期を平成 5 年 3 月 31 日とする。
- 附則 1. この寄附行為は平成 5 年 10 月 20 日から施行する。
- 附則 (施行期日)  
平成 7 年 3 月 16 日認可のこの寄附行為は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(聖隷学園浜松衛生短期大学の第一衛生看護学科の存続に関する経過措置)
2. 聖隷学園浜松衛生短期大学の第一衛生看護学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず平成 7 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 附則 1. この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成 9 年 12 月 17 日)から施行する。
- 附則 1. 平成 12 年 9 月 26 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. 平成 13 年 12 月 20 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 15 年 11 月 27 日)から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 16 年 3 月 3 日)から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. 平成 17 年 2 月 14 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. 平成 17 年 6 月 30 日届出及び平成 17 年 7 月 22 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 19 年 6 月 11 日)から施行する。



- 附則 1. この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成19年12月3日)から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 1. 平成21年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 附則 1. 平成23年4月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。  
(聖隷クリストファー大学社会福祉学部臨床介護福祉学科の存続に関する経過措置)  
聖隷クリストファー大学社会福祉学部臨床介護福祉学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 附則 1. この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、理事会承認の日(平成27年5月28日)から施行する。
- 附則 1. 平成28年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 1. 平成28年9月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年11月24日から施行する。
- 附則 1. 平成29年3月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年3月23日から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、理事会承認の日(平成30年5月24日)から施行する。
- 附則 1. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成30年8月23日)から施行する。